

出来事（2010年12月）

1. 食品添加物の新規指定

12月13日に、2品目が新規指定され、411品目になりました。

- 1) ピペリジン（香料）
- 2) ピロリジン（香料）

12月末現在の指定待ちの食品添加物：消費者庁で調整中

- 3) フルジオキシニル（ポストハーベスト、防カビ剤）

現在、2品目がWTO通報中です。

- 4) 2,6-ジメチルピリジン（香料）
- 5) 5-エチル-2-メチルピリジン（香料）

現在、3品目が薬食審で審議中です。

- 6) 2-(3-フェニルプロピル)ピリジン（香料）
- 7) 2,3-ジエチル-5-メチルピラジン（香料）
- 8) 6,7-ジヒドロキシ-5-メチル-5H-シクロペンタピラジン（香料）

次の3品目については、薬食審待ちです。

- 9) トリメチルアミン（香料）
- 10) 1-ペンテン-3-オール（香料）
- 11) 3-メチル-2-ブテノール（香料）

2. こんにゃく入りゼリー等による窒息事故リスクの低減に係る周知徹底及び改善要請

12月28日、消費者庁は、12月22日に取りまとめた「こんにゃく入りゼリー等の物性・形状等改善に関する研究会報告書」を受けて、同製品による窒息事故の発生リスクを低減しその再発防止を図るため、関係団体等に対して、同食品の製造又は販売に関し要請しました。

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/101228kouhyou_3.pdf

3. JAS法に基づく指導の実績の公表

12月27日、消費者庁は、平成22年度上半期において、国が行った指導の件数や状況等の実績（消費者庁：2件、農林水産省：259件）を公表しました。

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin478.pdf>

（単位：件数）

	消費者庁	農林水産省	計
指導	2	259	261
(参考)			
指示	1	10	11
命令	0	—	0

<指導の品目区分別の状況>

指導 件数	品目区分数									
	生鮮食品計					加工食品計				
	農産物	米	畜産物	水産物	農産 加工品	畜産 加工品	水産 加工品	その他の 加工食品		
261	157	65	12	37	43	133	27	14	52	40

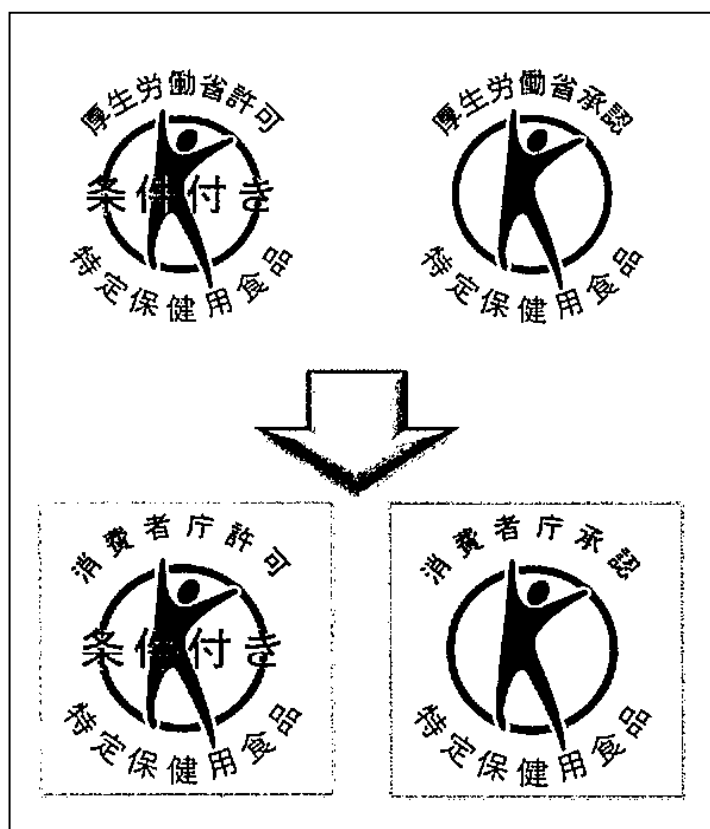
注:1つの指導の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースがあり、品目区分数の合計は指導件数と一致しない。

4. トクホ・マークの変更と届出期限

2009年9月1日より、それまで厚生労働省で行っていた食品表示等に関する業務が消費者庁へ移管されました。このため、健康増進法第26条第6項に基づき特別用途食品において表示することとされている許可証票については、厚生労働省の許可証票から消費者庁の許可証票へと変更する必要があります。

2011年8月31日までの2年間は引き続き厚生労働省の許可証票による表示を行ってもよい旨の経過措置が設けられておりますが、9月1日以降に厚生労働省の許可証票により販売を行った際には、健康増進法第26条第6項に違反するものとして、許可を取り消されることがあります。特定保健用食品の許可を取得されている事業者においては、すみやかに許可証票の変更に係る変更届書をご提出するよう消費者庁が求めています。

尚、特別用途食品についても同様に変更届書の提出が必要です。



5. 「がん治る」とウソ 健康食品会社に業務停止命令

12月17日、消費者庁は、特定商取引法違反（不実告知など）で健康食品会社の株式会社幸の華（代表取締役 新谷 基）に、12月18日から3月17日までの3ヶ月間、新規勧誘などの業務を停止するように命じました。（12月18日 朝日新聞）

消費者庁ホームページ：<http://www.caa.go.jp/trade/pdf/101217kouhyou.pdf>

6. 血清コレステロール値の評価をめぐる学会間の論争

血清コレステロール値の評価をめぐる、日本動脈硬化学会と日本脂質栄養学会との間で論争になっています。2010年12月20日、日本脂質栄養学会から「日本動脈硬化学会への公開質問書」が出されました。

日本動脈硬化学会理事長より出された声明（2010年10月14日）および日本医学会会長、日本医師会会長、日本動脈硬化学会副理事長の定例記者会見「日本脂質栄養学会のガイドラインに異議」（2010年10月21日）を受け、日本脂質栄養学会理事長の回答を先に公表した（<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jsln/guideline/Hanron20101108c.pdf>）。

引き続き、日本動脈硬化学会への質問書を、日本動脈硬化学会「動脈硬化性疾患予防ガイドライン（2007）」と「長寿のためのガイドライン 2010」（長寿 GL と略）を対比させながら、公表する。なお、動脈硬化性疾患予防ガイドラインは2年後をめどに改定される予定とされていることから、今後の対応も含めて質問したい。

イタリックの部分は、コレステロール問題の背景（表 1-3 を含む）および我々の基本姿勢を示してあり、質問事項は全部で20項目である。（以下、省略）

<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jsln/guideline/101213Kokaisitumon.pdf>

7. 多動と関連するアゾ系色素を含まない製品に関するリストの更新

アゾ系色素の警告表示が、2010年7月20日から、EU全域で実施されています。対象食品は、E102（食用黄色4号）、E110（食用黄色5号）、E104（キノリンイエロー）、E122（アズルビン）、E124（食用赤色102号）、E129（食用赤色40号）を含む飲食品（アルコール飲料を除く）です。表示方法は、色素の名前またはE番号を表示し、それが子どもの行動や注意に有害かもしれないと表示します。これらの色素を含む食品の排除が進み、2010年12月1日現在、77社の93製品は、それらの色素を含まないとされ、英国食品基準庁（FSA）のホームページに企業名とブランド名が公表されています（以下のURL）。この措置は最終段階に来ていると思います。

<http://www.food.gov.uk/safereating/chemsafe/additivesbranch/colours/colourfree/manufacturers>

8. ワインのオリ下げ剤のアレルゲン表示除外の延長

ワインのオリ下げに使用される卵由来リゾチーム、卵アルブミン及びカゼインのアレルゲン表示は、2010年12月31日まで一時的に免除されています。12月21日、欧州委員会は、この除外規制

を2012年6月30日までさらに18ヶ月延長することで合意しました。

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2010/dec/wineallergenlabel>

9. 米国 EPA、サッカリンを有害物質リストから除外

12月17日、EPAは、サッカリン及びその塩の発がん性およびその他の毒物学的影響に関する公衆衛生機関が実施した評価結果から、カロリーコントロール協会（CCC）の申立てを認めました。加えて、EPAは、廃棄物、有害廃棄物の規制の基準に当てはまらなると結論しました。

最終的な規則：<http://edocket.access.gpo.gov/2010/pdf/2010-31773.pdf>

78918 Federal Register / Vol. 75, No. 242 / Friday, December 17, 2010 / Rules and Regulations

10. ナイジェリアのコレラの大流行は、実は有機塩素中毒

12月19日付けのProMEDによれば、ナイジェリアのAdamawa州政府は、北部でこれまで300人が病気になったとされるコレラの大流行については、コレラではなく有機塩素農薬のリンデン（HCH gamma、商品名：Gammalin 20）が原因であり、代替水源により事態は収拾したとのことです。

http://www.promedmail.org/pls/otn/f?p=2400:1001:2722098190419744::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1000,86278

11. 関連商品の返送・廃棄と暫定流通販売中断措置（韓国）

韓国食品医薬品安全庁（庁長ノヨンホン）は、照射未承認品目の乾燥調味カワハギの放射線の情報に基づいて調査したところ、DANDONG TAISHENG FOOD CO., LTD（中国）で製造し、12月9日に輸入申告された「DRIED FILEFISH FILLETS SEASONED」（乾燥調味カワハギ）が照射陽性判定され、当該製品を返送または廃棄、国内流通している同一の製造会社の製品を暫定的に流通販売中断措置し、照射可否を確認中であると発表しました。

※'10.12.9 輸入申告された製品の返品（廃棄）量：5,000 kg

今回の暫定流通販売中止の製品は、8社で132,650 kg（賞味期限：2011.6.25～2013.5.15）。

※8社：漢城食品、（株）南京食品、南海珍味食品、（株）南榮流通、他

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=1&seq=13756&cmd=v>

11月には、韓国に輸入されたベトナム産乾燥カワハギ調味品の放射線照射を報告しました。

12. 除草剤トリフルラリンによる魚介類の食品衛生法違反の急増

2010年11月の食品衛生法違反事例

魚介類の基準値:0.001ppm

事業者	生産国	輸入食品	検出量
日本生活共同組合連合会	ベトナム	その他のえび類:冷凍、養殖	0.002ppm
株式会社マルハニチロ	ベトナム	冷凍養殖えび	0.002ppm
株式会社マルハニチロ	ベトナム	冷凍養殖剥きえび	0.004ppm
株式会社マルハニチロ	ベトナム	冷凍養殖えび:尾付きむきえび	0.002ppm
阪和興業株式会社	ベトナム	冷凍養殖えび	0.002ppm
阪和興業株式会社	ベトナム	冷凍養殖えび(ブラックタイガー)	0.002ppm
丸紅株式会社	ベトナム	冷凍養殖えび(ブラックタイガー)	0.002ppm

丸紅株式会社	ベトナム	冷凍養殖むき身えび(ブラックタイガー)	0.002ppm
丸紅株式会社	ベトナム	冷凍養殖むき身えび(ブラックタイガー)	0.004ppm
DKSH ジャパン株式会社	ベトナム	冷凍養殖むき身えび(ブラックタイガー)	0.004ppm
株式会社シジシージャパン	ベトナム	冷凍切り身・むき身 えび類:加熱加工用、養殖	0.020ppm
兵冷商事株式会社	ベトナム	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱):えび類	0.003ppm
株式会社オープン	ベトナム	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱):えびフライ	0.003ppm
石光商事株式会社	ベトナム	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱):えび類	0.002ppm
石光商事株式会社	ベトナム	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱):えびフライ	0.006ppm
双日食料株式会社	ベトナム	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱):えびフライ	0.016ppm
ジャパンフード株式会社	ベトナム	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱):伸ばしえび	0.002ppm

2010年12月の食品衛生法違反事例

魚介類の基準値:0.001ppm

事業者	生産国	輸入食品	検出量
日本水産株式会社	ベトナム	冷凍養殖えび(ブラックタイガー)	0.002ppm
株式会社極洋	ベトナム	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱):伸ばしえび	0.005ppm
阪和興業株式会社	ベトナム	冷凍養殖むき身えび(ブラックタイガー)	0.002ppm
阪和興業株式会社	ベトナム	冷凍養殖尾付むきえび	0.005ppm
ヒガシマルインターナショナル株式会社	ベトナム	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱):えび類	0.020ppm
東洋冷蔵株式会社	ベトナム	冷凍養殖むきえび(ブラックタイガー)	0.002ppm

13. 抗生物質クロラムフェニコールによる魚介類の食品衛生法違反

2010年11月の食品衛生法違反事例

基準値:不検出

事業者	生産国	輸入食品	検出量
株式会社マルハニチロ	ベトナム	冷凍天然剥きえび	0.0008ppm
株式会社マルハニチロ	ベトナム	冷凍養殖えび	0.0010ppm
株式会社マルハニチロ	ベトナム	冷凍養殖剥きえび	0.0024ppm
富士通商株式会社	ベトナム	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱):えび類	0.0006ppm
東洋冷蔵株式会社	ベトナム	冷凍養殖えび	0.0009ppm

注) クロラムフェニコールの検出限界:0.0005ppmと推定(公式な数値は示されていません)

2010年12月の食品衛生法違反事例

基準値:不検出

事業者	生産国	輸入食品	検出量
パシフィック・リム株式会社	ベトナム	調味干しシマアジ	0.0006ppm
株式会社浜松魚市	ベトナム	冷凍切り身・むき身 いか類:加熱加工用	0.0006ppm
株式会社浜松魚市	ベトナム	冷凍切り身・むき身 いか類(紋甲イカ フラワーカット)	0.0007ppm
住友商事株式会社	ロシア	はちみつ	0.101ppm

14. 輸入食品の特徴的な食品衛生法違反事例（2010年12月）

- ・丸華株式会社が台湾から輸入した「養殖活うなぎ」の命令検査で、フェニトロチオン **0.0007ppm** 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社オープンベトナムから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：えび類」の命令検査で、フラゾリドン（AOZ）**0.001ppm** 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社松岡が中国から輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前加熱）：サバ塩焼き」の命令検査で、ロイコマラカイトグリーン **0.003ppm** 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社カーギルジャパンがガーナから輸入した「生鮮カカオ豆」の自主検査で、イミダクロプリド **0.22ppm** 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・有限会社ハーバーランドジャパンがオーストリアから輸入した「チョコレート」の自主検査で、指定外添加物アズルピンが検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社コートコーポレーションが米国から輸入した「ぶどう酒」の自主検査で、ソルビン酸 **0.11g/kg** 検出による使用基準不適合（対象外使用）となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社エム・アール・ティー・ジャパンがインドネシアから輸入した「生鮮未成熟さやえんどう」のモニタリング検査で、一律基準を超えてジフェノコナゾールが **0.11ppm** 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社エアポートパッケージがオマーンから輸入した「生鮮未成熟さやいんげん」のモニタリング検査で、一律基準を超えてピリダリルが **0.02ppm** 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社ワタリがオマーンから輸入した「生鮮未成熟さやいんげん」のモニタリング検査で、一律基準を超えてピリダリルが **0.11ppm** 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社沼田商事がベトナムから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：ほうれんそう」の自主検査で、一律基準を超えてデブコナゾールが **0.02ppm** 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社シャトレゼが韓国から輸入した「生鮮いちご」のモニタリング検査で、一律基準を超えてメトコナゾールが **0.02ppm** 検出されましたが、「全量消費済み」とのことです。
- ・株式会社佐勇がイタリアから輸入した「生鮮にんじん」のモニタリング検査で、一律基準を超えてピリメタニルが **0.02ppm** 検出され、廃棄、積戻し等が指示されましたが、保管状況は調査中とのことです。
- ・アリサン有限会社が米国から輸入した「野草加工品及び香辛料：クミンシードパイダー」の命令検査で、プロフェノホス **0.24ppm** 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・有限会社 T.N コンサルタントがベトナムから輸入した「乾めん：ライスヌードル」の自主検査で、安息香酸 **0.011g/kg** 検出による使用基準不適合（対象外使用）となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・大京食品株式会社が中国から輸入した「乾燥かんぴょう」の自主検査で、二酸化硫黄 **5.8g/kg** 検出による使用基準不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。

注) 二酸化硫黄の使用基準：かんぴょう 1 kg につき 5.0g 以上残存してはならない。

- ・ジボダンジャパン株式会社がオランダから輸入した食品添加物植物タンニンの自主検査で、成分規格不適合（含量不適：タンニン酸として 40%）とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

注) 第 8 版食品添加物公定書 乾燥物は、タンニン酸として 96%以上

- ・株式会社神戸洋行が中国から輸入した食品添加物植物アルギン酸ナトリウムの自主検査で、成分規格不適合（乾燥減量 16.2%）とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

注) 第 8 版食品添加物公定書 乾燥減量 15.0%以下（105℃、4 時間）

（作成：2010 年 12 月 29 日）